ペーター・ゴットヴァルト^(*) ヨーロッパ民事訴訟法^(**)

出口雅久(共訳)工藤敏隆

Ⅰ.序

- 1.特別な意図が込められない純粋な文字通りの意味において,ヨーロッパ民事訴訟法は,共通の原則ないし規則を提示することを志向する,40以上の多様な国家の法から構成される。そのような原則は,共通ヨーロッパ法と呼ぶことができる。
- 2.ほとんど全てのヨーロッパ諸国は、欧州人権条約(European Convention on Human Rights)の加盟国であり、同条約第6条1項に規定された一般原則は、それらの諸国に共通するものである。同条項は、全ての者は、法律によって設置された独立かつ公平な裁判所において、合理的期間内に公正かつ公開の審理を受ける権利を有すると規定している。
- 3.ヨーロッパ民事訴訟法について論じようとすると,ほとんどの場合, 欧州共同体としての欧州連合(European Union)における,統一又は調 和された手続法を参照することになる。

現在の欧州連合は、1957年3月に調印された欧州経済共同体(EEC: European Economic Community)設立条約(第1ローマ条約)によって始まり、1965年には欧州各共同体の統一委員会(EC 委員会: Common Commission of the European Communities)が設置された。欧州共同体の原構成国は、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ

及びドイツ連邦共和国であった。1973年にはイギリス,デンマーク及びアイルランドが,1981年にはギリシャが,そして1986年にはスペインとポルトガルが欧州共同体の構成国となった。

1992年に,欧州共同体構成国は欧州連合設立条約(マーストリヒト条約)に調印した。1995年にはオーストリア,スウェーデン及びフィンランドが欧州連合に加盟した。1997年10月に調印されたアムステルダム条約は,効率的な協力に対する障害を除去するための手続法の調和や,民事司法共助に関する規定のための包括的基盤を含んでいる。

- (1) 欧州共同体における統一法制定への第一歩は,1968年9月27日に調印 された、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行 に関するブリュッセル条約 (Brussels Convention on jurisdiction and recognition enforcement of judicial decisions in civil and commercial matters of 27 September 1968:以下「ブリュッセル条約」という)で ある。ブリュッセル条約は一見、裁判の承認及び執行に関する国家間の 伝統的な条約にすぎないかに見える。しかし,ブリュッセル条約は裁判 の承認に関する規定だけでなく、冒頭において裁判管轄に関する統一規 定を含んでいる。条約の運用開始後間もなく、この規定は統一ヨーロッ パ民事訴訟法の中核が到来したことの証左であると認識されるに至っ た¹⁾、それからわずか数年の間に , ブリュッセル条約を扱うことは , ヨーロッパ民事訴訟法について語ることであることは常識となった。そ して1988年以降は, 当時の欧州自由貿易連合(EFTA)加盟国によって 調印されたルガーノ条約(Convention of 16 September 1988 on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters) についても , 同様にヨーロッパ民事訴訟法として語られている。
- (2) アムステルダム条約が発効した直後から,欧州理事会は(現在では欧州議会とともに),デンマークを除く25の欧州連合構成国において直接に拘束力を持つ立法である,欧州規則(European regulations)を数多く公布している。

それらの欧州規則には以下のものがある。

- (a) ブリュッセル条約に代わる規則として,民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日理事会規則(Council Regulation (EC) No 44/2001, of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters:以下「ブリュッセル 規則」という)
- (b) 民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の書類の構成国内部における送達及び告知に関する2000年5月29日理事会規則(Council Regulation (EC) No 1348/2000 of 29 May 2000 on the service in the member states of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters)
- (c) 民事及び商事事件における証拠収集についての構成国裁判所間の協力に関する2001年5月28日理事会規則(Council Regulation (EC) No 1206/2001 of 28 May 2001 on cooperation between the courts of the Member States in the taking of evidence in civil or commercial matters)
- (d) 倒産手続に関する2000年5月29日理事会規則(Council Regulation (EC) No 1346/2000 of 29 May 2000 on insolvency proceedings: 以下「欧州倒産規則」という)
- (e) 婚姻及び親の責任についての裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2003年11月27日理事会規則(Council Regulation (EC) No. 2201/2003 of 27 November 2003 on concerning jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in matrimonial matters and in matters of parental responsibility repealing Regulation (EC) No. 1347/2000:以下「ブリュッセル 規則」という)

民事訴訟に関する最新の規則としては,将来運用が開始される, 争いのない請求に関する欧州執行命令(European enforcement order) に関する理事会規則 (Regulation (EC) No 805/2004 of the European Parliament and of the Council of 21 April 2004 creating a European enforcement order for uncontested claims) がある。

2004年5月1日に,新たにチェコ,キプロス,エストニア,ハンガリー,ラトビア,リトアニア,マルタ,スロバキア,スロベニアの10カ国が欧州連合の構成国となった。現在効力を有する,民事訴訟に関するすべての欧州規則は,加盟が効力を生じた時点から直ちに新構成国に対しても適用される。

- (3) ヨーロッパ民事訴訟法はこれらにとどまるものではない。フィンランドのタンペレで1999年10月に開催された欧州理事会は,民事及び商事事件における裁判に関する相互承認原則の変更に関するプログラムについて合意した。このプログラムは2001年に具体化され,少額請求,扶養義務及び争いのない請求について,消費者及び商人の請求のための,簡素化かつ迅速化された共通の裁判上の手続に関する規定を含んでいる。その第一歩は,争いのない請求に関する欧州執行命令制度である。さらに先の段階としては,夫婦財産制や相続事件における請求に関する規則がある(ブリュッセル 規則)。
- (4) 規則に加えて,手続法に関する内容を持つ指令(directives)もある。 2003年1月27日に,法律扶助や民事手続のその他の経済的側面に関する 最低限の共通ルールを確立することにより,国際的な事件における司法 アクセスを改善することを目的とする理事会指令が公布された (Council Directive 2002/8/EC of 27 January 2003 to improve access to justice in cross-border disputes by establishing minimum common rules relating to legal aid for such disputes).

さらに、例えば公告に関する指令、不公正な契約条項に関する指令、 消費者の利益の保護のための差止手続に関する指令、金融サービスに関 する指令などの多くの指令は、いわゆる団体訴訟(Verbandsklage 又は "Association's-claim")が、欧州連合のすべての構成国において利用可能 であるという前提条件に基づいている。

- (5) そして,2001年5月28日の理事会決定によって,民事及び商事事件に関する欧州司法ネットワーク(European Judicial Network in civil and commercial matters:以下「民商事欧州司法ネットワーク」という)が創設された。これは,構成国間の情報交換を容易にし,また具体的事件について共同して問題解決にあたるため事務上のネットワークである。
- (6) ヨーロッパ民事訴訟法は、司法の協力を推進するという政治的目標の故に、解決済ではなく動的な論点である。可能性ある次の段階としては、欧州督促手続や、少額請求に関する紛争についての簡易かつ迅速な和解手続の導入がある。他に可能性があるものとしては、扶養義務に関する欧州執行命令の拡張がある。準備中のものとしては、夫婦財産制及び相続事件における裁判管轄、準拠法並びに裁判の承認及び執行に関する規則(ブリュッセル規則)がある。最終段階は、他の構成国で公証された権利を執行するための特別な手続を完全に廃止することであろう。

Ⅱ.国際裁判管轄

欧州経済共同体の原構成国は,国際裁判管轄についての統一規定を制定することによって,欧州共同体内での民事及び商事事件に関する裁判の「自由な移動」のための基盤と,非常に整備された秩序を創った。この国際裁判管轄規定は,適用地域内においては,抵触する他のいかなる国内法に対しても優先する。

伝統的な外国裁判の承認及び執行に関する条約は,国際裁判管轄に関する規定を,外国裁判の承認及び執行の前提条件として規定するにとどまっているのに対し,ブリュッセル条約は,国際裁判管轄の規定を直接に適用可能な制度になっている。

ブリュッセル条約の裁判管轄規定は厳格に適用される必要がある。全て の構成国の裁判所は,実務上の理由によって裁判管轄を否定する裁量を一 切有していないし、また、他に裁判管轄を有するより適切な裁判所があることを理由として訴えを却下することも許されていない。つまり、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理 (forum non convenience) は、欧州連合内では適用されないのである。

この統一された裁判管轄制度は,外国裁判の承認及び執行の段階にも影響力を持つ。ブリュッセル 規則第35条3項は,承認手続において,原裁判を下した構成国裁判所の裁判管轄は再審査されてはならないと規定している。たとえ公序要件といえども,原裁判国の国際裁判管轄に関する審査への適用は許されない。

ブリュッセル 規則第35条1項は、保険に関する事件、消費者契約に関する事件、そして第22条の専属管轄が適用される事件に関して例外を規定する。他の全ての事件において、原裁判国がした自国の裁判管轄に関する決定は、後の手続を拘束する。

1. 適用範囲

ブリュッセル 規則第1条によれば、「民事及び商事事件」について、 裁判を行った裁判所の性質を問わず適用される。同規則は租税、関税や行政に関する事件、並びに以下の事件には適用されない。

- (a) 自然人の身分及び能力,並びに夫婦財産制,遺言及び相続から生じる財産上の権利
- (b) 破産,支払不能状態の会社その他の法人の解散,和議及びこれらに 類似する手続
- (c) 社会保障に関する問題
- (d) 仲裁

2. 統一的解釈

(1) 国際裁判管轄に関する規定をはじめ、ブリュッセル 規則の全ての規定は、いわゆる自律的解釈(autonomous interpretation)と呼ばれる統

一的な方法で解釈される。仮に構成国裁判所が欧州規則を各国独自の理解に基づいて解釈することが許されるとすれば,構成国間での統一的な適用がはかれなくなってしまう。それゆえ,欧州裁判所(European Court of Justice)は,当初から,自律的かつ比較法的解釈の原則に固執してきた。唯一の例外とされていたのは,契約上の義務の履行地に関するブリュッセル条約第5条1項の解釈であった。債務に関する法は,構成国間で非常に多様化しているので,欧州司法裁判所は統一的解釈を採用することを拒み,代わりに具体的事案における準拠法(lex causae)によるものとしていた。

(2) 統一的解釈によるだけでは、解釈が現実に統一されたものになることは保障されないだろう。それ故、同条約の起草者は、1971年6月3日ルクセンブルグ解釈基準(Luxembourg Interpretation Protocol of 3 June 1971)によって、欧州裁判所にブリュッセル条約の規定の解釈について拘束力ある決定をなす権限を与えている。同解釈基準第2条によれば、構成国の最高裁判所及び控訴審裁判所のみが、欧州裁判所に対し解釈に関する付託を行う権限を有している。

ブリュッセル 規則においては、同規則の解釈に関する決定を行う権限について、前記のルクセンブルグ解釈基準には従わず、欧州共同体設立条約(Treaty Establishing the European Community)(訳注:前出の欧州経済共同体設立条約が改称・改正されたもの)第68条及び第234条が直接適用される。同第68条は、欧州裁判所に対する付託を行う権限を、構成国の最高裁判所に限定している。

欧州共同体設立条約第68条2項を用いれば,具体的事件とは無関係に,理事会,委員会及び構成国は,欧州裁判所に対し,ブリュッセル 規則の解釈に関する決定を求める付託を行うことができることになる。しかし現在まで,前述の機関によってそのような解釈に関する付託が行われた例はまだ存在しない。

3. 一般管轄

ブリュッセル条約とブリュッセル 規則は,裁判管轄に関する古典的な基本原則である「原告は被告の裁判籍に従う」(Actor sequitur forum rei)を採用している。被告保護の見地により,原告は,被告が住所を有する構成国の裁判所に対し訴えを提起しなければならない(ブリュッセル 規則第2条1項)。他の条約のように恒久的住所(the place of the permanent residence)を用いることはしていない。当事者が受訴裁判所が所在する構成国の領域内に住所を有するか否かを決定するには,裁判所は自国の国内法を適用する(ブリュッセル 規則第59条1項)。その帰結として,大陸法系と英米法系の異なる住所概念が維持されていることになる。

自然人に関してはこの相違は軽微な問題にすぎないが,法人と組合に関しては,住所の決定は重要な意味を持つものであり,従来から2種類の決定方法がある。

- (a) 定款上の本拠
- (b) 管理の中心地,又は主たる事業活動の地

ブリュッセル 規則の議論においても,また欧州倒産規則の議論においても,構成国は統一的基準の形成には至らなかった。他方,ブリュッセル条約第53条1項の古典的ルール,すなわち,会社その他の法人の本拠については,自国の国際私法の規定を適用して決するという規定が,不意打ち的な結果を招き得ることも認識されていた。

妥協策として,ブリュッセル 規則第60条は,会社やその他の法人は,以下の場所に住所を有するものとみなし,そのいずれの住所においても訴えられることができると規定している。

- (a) 定款上の本拠
- (b) 管理の中心地
- (c) 主たる事業活動の地

この規定は,法人の住所地を明らかにするために,複雑な国際私法を適用することを不要にしている。

4. 不合理な又は過剰な裁判管轄の排除

アメリカ法とは異なり,ヨーロッパ法は,住所を有しない被告を,継続的かつ組織的な営業上の接触(continuous and systematic business contacts)を根拠に一般管轄に服させる必要性を感じていない。この種の裁判管轄は,ヨーロッパの制度とは完全に調和するものではなく,過去に採用されたことはない。

ブリュッセル 規則第3条は,構成国に住所を有する者は,同規則第1章2節ないし7節(同規則第5条ないし24条)の規定に基づいてのみ,他の構成国において訴えられる旨を明文で規定している。これらの規定は原告にとって有利な裁判管轄を定めるもので,訴訟の効率性確保と弱者である当事者の保護の両立を目的としている。しかしながら,同規則第2条の一般原則からは例外をなすものである。

- (1) 構成国内に住所を有する自然人については,住所のある国の裁判所以外の管轄原因は除外されているため,各構成国の裁判管轄規定について改めて除外する必要性はないものと考えられる。しかし,確実性を保障するため,ブリュッセル 規則付属文書 は,適用が除外される構成国の裁判管轄規定を,以下のように列挙している。
 - (a) 主にドイツ法系の国について,構成国内に所在する財産を基礎とする裁判管轄。
 - (b) 主にフランス法系の国について,原告の国籍を基礎とする裁判管轄。
 - (c) イギリスについて,被告が国内に一時的に滞在していることを基礎とする,同滞在と無関係な請求についての裁判管轄,及び国内に存在する財産を原告が差押えたことを基礎とする裁判管轄。
- (2) 国内法の裁判管轄規定は,構成国内に住所を有する者に対する裁判管轄の基礎としては排除されるが,構成国以外の第三国に住所を有する者に対しては,依然として適用可能である(ブリュッセル 規則第4条1項)。

5.特別管轄

(1) 契約上の義務の履行地

ブリュッセル条約第5条1号は,契約に関する事件においては,請求の基礎となっている義務が履行された地又は履行されるべき地の裁判所において訴えを提起することができる旨を定める。

- (a) 「契約に関する事件」という用語を,自治的解釈によって解すべき ことには疑いがない。欧州裁判所が1983年に判示したように,団体の 構成員に対する会員料支払請求権は,契約上の義務に該当する²⁾。
- (b) 契約締結前の義務の違反に関する請求が「契約に関する事件」に該当するか否かについて,多くの議論が起こった。ドイツの実体法の下では,契約締結上の過失(culpa in contrahendo)に関する請求は,多くの種類の義務違反を包含する。ドイツの実務で最も重要な種類の義務違反は,相手方の人格や財産に対する配慮義務の違反である。これらの請求の真の性質は不法行為による請求であるから,ほとんどの論者は,この種の請求がブリュッセル条約第5条1号の適用を受けないことについて賛同している。

また,この条項に含まれうる第二の類型としては,契約締結前の交渉における解明・告知義務の違反が,また第三の類型としては,予見されずかつ不当な契約交渉の破棄によって生じた損害に関する請求権がある。欧州裁判所は,2002年9月17日の判例において,契約交渉中の当事者間における契約締結前の責任に基づく請求は,ブリュッセル条約第5条3号における不法行為上の請求としての性質を持つ旨を判示した³⁾。

(c) 同様の理由により、最終消費者から製造業者に対し製造物責任を追及する訴訟は、同第5条1号の適用を受けない⁴⁾。欧州裁判所はさらに他の判例で、同第5条1号によって訴えることができるのは契約上の義務だけで、他の請求、例えば不当利得、無権代理人の責任に基づく請求や、婚約不履行を含む家族法上の契約の違反によって生じた請

求は、同条項に含まれない旨を判示している。また、契約上の義務と 併合して提起される訴えは、同条約第5条1号によることはできず、 同条約第2条の一般管轄によってのみ訴えることができる。ドイツ法 ではこのような併合請求が非常によく見られるため、ドイツの論者は そうした事例での補充的又は付属的裁判管轄の承認を求めているが、 現在のところ、裁判所はそのような議論を採用するに至っていない。

- (d) ブリュッセル条約第5条1号の履行地を決するのは,訴訟対象である具体的かつ主要な義務の履行地とされていたが,それによって,契約から生じた双方の義務が,複数の締約国及び裁判所に管轄を生じさせるという事態が起こった。
- (e) さらに問題となったのは,欧州裁判所が,義務履行地の決定基準は,最初に当該請求についての訴訟が提起された裁判所が所在する国の国際私法により選択された実体法であるとの判断を行っていたことである⁵⁾。締約国の国際私法も契約実体法も未だ統一されていないことから,義務履行地の決定は手間を要し,かつ予期せぬ結果を招いた。その上,義務履行地の特別管轄を利用することにより,原告には自国で訴訟提起できるいわば特権が与えられ,かつそれを極めて頻繁に行使していることが認識されていた。1980年6月19日に調印された契約上の義務の準拠法に関する条約(Convention on the Law Applicable to Contractual Obligations: ローマ 条約)が発効した後は,履行の基礎が締約国内にある場合,少なくとも準拠法については,以前よりも確実に予測可能になった。しかし,各締約国の(義務履行地決定に関する)法には,依然大きな差異があった。

加えて,義務履行地の決定は,法的な理由付け及び利益衡量から逃れることができない。一例を挙げると,ドイツ法では,弁護士が弁護士報酬請求の訴訟を,法律事務所の所在地で提起できる旨が,古くから確立されていた。しかしごく最近,ドイツ連邦最高裁判所は,上記の解釈を採用せず,依頼者は弁護士に対する支払義務を依頼者の住所

地で履行することができる旨を判示した。この解釈変更が,従前の実 務よりも依頼者保護に傾斜した思想を決定的な理由にしていることは 明らかである。

関連する国際私法規定を参照することは、国際条約、特に1980年4月11日に調印された国連国際動産売買に関する条約(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods: CISG)の適用範囲においては、義務履行地は同条約の規定に従って決定されることを意味する。その結果、売主は、売買代金については自己の住所地において訴えを提起することができることになる。

(f) こうして恒常的に行われていた訴訟実務は、ほとんどの事例において原告の住所や定款上の本拠に裁判管轄を認めたことから、批判の対象となった。批判的な論者は義務履行地の新たな決定基準を求めたが、それはブリュッセル条約第5条1号がブリュッセル 規則によって改正されることで現実になった。新たな決定基準は妥協の産物であるが故に難解であり、説得力に富んだものとなるには至っていない。

ブリュッセル条約第5条1号と,ブリュッセル 規則第5条1号aの文言には,一見違いはないものの,同規則第5条1号bが抜本的な修正を行っている。同条項は,最も重要な類型の取引契約である動産売買契約と役務提供契約について,義務履行地を一箇所に定めた。動産売買契約では,目的物が現実に引渡をなされ,又はなされるべきであった地が義務履行地となる。役務提供契約では,役務が現実に提供され,又はされるべきであった地が義務履行地となる。いずれの場合においても,義務履行地は,準拠する実体法の義務履行地決定基準とは独立に,現実の状況に基づいて決定されることになる。この義務履行地の決定方法はフランスの実務から採用されたものであり,一般的基準として適用される。

しかし,この新たな決定基準の適用は容易ではない。同条項は,義 務履行地決定基準の適用を,当事者の別段の合意によって排除できる と規定している。実務上多くの事例で,事業者である当事者は普通取引約款を使用することから,依然,現実の状況とは無関係に契約上の文言によって義務履行地が決定されていることになる。加えて,そのような約款では,買主の求めにより約定の義務履行地以外の場所で引渡しを行う旨も規定している。結局,ブリュッセル 規則第5条1号 bも,売主が代金を自己の住所地又は本拠において請求できるという結論を変えるまでに至っていない。

買主から更に目的物を譲り受けた転得者に直接の引渡を行う事例では、転得者への引渡地は、第一の売買の義務履行地とはなり得ない。この種の売買契約には、現実の引渡しの場所が存在しないため、契約条項で定められた擬制的な義務履行地のみが、裁判管轄を決定する上での義務履行地となり得る。また、引渡しの場所が、目的物の運送中の場所に指定又は変更される事例がある。この場合もやはり、契約条項上の義務履行地が裁判管轄の決定基準となり得る。

最後に,同規則第5条1号bは,義務履行地が構成国内にある場合にのみ適用がある旨を明文で定めている。例えば,ドイツの企業がフランスの企業に物品を販売し日本を引渡地とした場合,同条項は適用されない。この場合,同規則第5条1号cにより,結局同条同号aが適用されることになる。すなわち,当該事例に適用される国際私法によって準拠法とされた実体法に基づいて,義務履行地を決定するという手順を用いることになる。

仮に、被告が何らかの行為を世界のいかなる場所でも行わないという不作為義務に違反した場合、原告は被告を世界中のどこでも訴えられるわけではない。欧州司法裁判所は、そのような事例ではブリュッセル 規則第5条1号に該当する具体的な義務履行地は存在せず、被告は同第2条により、被告の住所がある国の裁判所において訴えられる旨を判示した⁶⁾。

当事者は,新しい義務履行地決定基準を適用することの困難性を,

義務履行地について特約を行うことで克服できるかもしれないが,一点だけ限界がある。欧州裁判所の1979年2月20日の判例によれば,そのような合意は契約の現実の履行に対応したものでなければならない⁷⁾。仮にそうでない場合(いわゆる履行地に関する観念的合意),当該合意は,ブリュッセル 規則第23条が定める合意管轄条項の形式的要件に従う必要がある。

(2) 不法行為事件の裁判管轄

ブリュッセル 規則第5条3号は,不法行為事件について,損害をもたらす事実が発生した地又は発生する危険がある地の裁判所に特別裁判管轄を定める。証拠方法の入手及び利用可能性の観点から,不法行為地は,特に交通事故の事件において,訴訟遂行に最も適当な地と一般的に考えられている。

(a) 現代では,不法行為は長距離を隔てて起こり得る。すなわち,加害者がA国で行為を行い,B国にいる被害者に損害を生じさせるというような場合である。このような事案について,欧州裁判所は,被害者は,加害者が行為を行った地の裁判所か,被害者に損害が発生した地の裁判所のいずれかを選択して訴えを提起できる旨判示した。しかし,被害者は,これらの国以外の,派生的な金銭的損害が発生した国の裁判所を選択することはできない。この法理は,国際的な大気汚染や水質汚濁の事件や,テレビ,新聞やインターネットを介してなされた不法行為において,より重要性を持つ。

国際的な出版物による名誉毀損の事例について,ブリュッセル 規則第5条3号は,印刷工場のある地又は編集者の事務所がある地に裁判管轄を認め,その場合当該裁判所は名誉毀損から生じたすべての損害について管轄を有すると規定する。また同規定は,出版物が頒布若しくは販売された地にも裁判管轄を認めるが,その場合当該裁判所がある国内で発生した損害に限定される⁸⁾。

(b) 不法行為がまだ現実には発生していないが, そのおそれが切迫して

いる場合については、特別な問題が生じる。現在では、ブリュッセル規則第5条3号が、この場合についても「不法行為が発生する危険のある地の裁判所」という明文で裁判管轄を認めている。そのため、不法行為地の裁判管轄は、予防的差止請求においても利用することができる。契約上の義務履行地の場合と同様に、不法行為地の裁判管轄も、併合請求については適用されない。

(3) 支店・代理店の裁判管轄

ブリュッセル 規則第2条の下では,国際的に活動する企業は,住所を有する国でのみ訴えられる。国際企業が住所地以外の国で支店や代理店により活動した場合に,その活動から生じた紛争の相手方である原告が不利益を受けることを避けるため,同規則第5条5号は,国際企業がその支店や代理店が所在する国の裁判所において訴えられる旨を定めている。

この規定は、契約関係から生じたものか否かにかかわらず、当該支店の活動から生じたあらゆる紛争に適用される。この規定は、国際企業が被告側の事件でのみ適用され、また、国際企業の住所が構成国内にある場合にのみ適用される。例えば、三菱商事のドイツ支店に対し訴えを提起する場合、裁判管轄について、ブリュッセル 規則の国際企業の支店に関する特則を根拠にすることはできず、ドイツ国内法によることになる。Somafer 対 Saar Ferngas 事件において欧州裁判所は、支店、代理店その他の営業所を認定する際に必要となる数多くの要素について検討を行っている⁹⁾。判例は以下のように判示した。

「支店とは,……継続的な外貌を有し,第三者と営業上の交渉を行う物理的設備及び経営機構を持つ営業活動の場所を意味し,第三者が,外国にある本社との間で法律関係が成立することを認識し,本社との間で直接取引を行わなくとも,本社の延長をなす当該営業活動の場所において取引を行うことができるものを意味する。」

独立の代理人は,ブリュッセル 規則第5条5号の支店概念にはあて

はまらない。同様に,企業グループ内の独立の法人も,同様の名称と共通の経営機構を有することによって,あたかも一体の企業か,従属する代理店や支店等とみられるような事情がない限り,同条項の支店や営業所とはみなされない。

(4) 保険事件,消費者事件及び労働事件の裁判管轄

ブリュッセル 規則は,上記の事件について特別の規定を有している。 これらの特別規定は,保険契約者,消費者及び労働者保護のために制定 された。このような弱者である当事者は,強者である相手方を訴えるに 際し,以下のような選択肢を持っている。

- (a) 被告が住所を有する構成国の裁判所,又は,
- (b) 原告が住所を有する構成国の裁判所

逆に弱者である当事者が訴えられる場合には,その住所地の裁判所の みで訴えられる。合意管轄条項は,具体的紛争が発生した後か,又は弱 者に有利な限りにおいて,定めることができる。

(5) 不動産事件に関する専属管轄

ブリュッセル 規則第22条1号は,不動産に関する物権や賃貸借に関する事件について,当該不動産が所在する構成国の裁判所に専属管轄を定めている。この規定は当事者の国籍や住所にかかわらず適用され,応訴管轄や合意管轄によってこの規定と異なる国の裁判所に管轄を生じさせることはできない。

この規定は,賃貸人と賃借人の双方が同じ国に住所を有しているが,目的物は第三国に所在している場合に,非常に不便な結果を生じる。妥協案として,訴訟の目的である不動産の賃貸借が,連続6ヶ月以内の一時的な個人使用目的であって,賃借人が自然人でありかつ賃貸人と賃借人が同一の構成国に住所を有する場合,被告が住所を有する構成国の裁判所も管轄を有する旨の新たな一文が,同条項に加えられた。賃貸借が営業目的である場合には,この特則は適用されず,専属管轄の適用を受けることになる。

(6) 管轄に関する合意

契約条項によって、当事者は特定の紛争について、特定の構成国のある一つの又は複数の裁判所において訴訟を行う旨や、法律上裁判管轄が認められる特定の裁判所に対し訴えを提起しない旨を合意することができる。

合意管轄条項は非常に重要である。国際的な性格を持つ契約の大多数は、合意管轄条項や仲裁条項を規定している。これは、当事者間の力関係に優劣のある契約に限らない。なぜなら、合意管轄条項は、契約関係にある程度の明確性及び確実性を与えるからである。とはいえ、自国の裁判所を合意管轄として指定できる当事者が、司法手続を利用する際に何らかの有利な立場を得ることは自明である。

ブリュッセル 規則では,合意管轄条項は,特定の法律関係につき既に生じた紛争又は将来生じうる紛争の解決について定められる限り有効である。合意管轄は,当事者が別段の合意を行わない限り,専属的合意とみなされる。

ブリュッセル 規則第23条は,ある一つの裁判所を合意管轄とすることも,異なる構成国にある複数の裁判所を選択的に合意管轄裁判所とすることも可能とする。既に生じ,又は将来生じうる紛争と合意管轄裁判所との関係は問われない。これにより「中立地」を合意管轄裁判所とすることが可能である。

当事者の少なくとも一方が構成国に住所を有する場合,合意管轄条項はブリュッセル 規則の適用を受ける。双方当事者が同じ構成国 例えばドイツ に居住していて,当事者がドイツの裁判所を合意管轄裁判所に定めた場合,当該合意はドイツ国内法の適用を受ける。

もし両当事者が構成国以外の第三国に居住している場合,管轄合意は それら第三国の法によって判断されることになる。もし両当事者が異な る構成国に住所を有するか,又は一方当事者が構成国内に住所を有し, 他方の当事者が構成国以外の第三国に住所を有する場合,ブリュッセル 規則第23条が適用される。最近の欧州裁判所の判例は,このような広い解釈を採用したため¹⁰⁾,ブリュッセル 規則の合意管轄に関する規定は,構成国以外の第三国の居住者にも関係してくることになる。ブリュッセル 規則第23条は,当事者が商人,消費者いずれの場合にも適用がある。同条に適合する有効な合意を行うためには,当事者は同条が規定する形式的要件を履践する必要がある。同条1項3文は,合意は以下のいずれかの方式で行われなければならないと規定する。

- (a) 書面又は書面による確認を伴った口頭による方式
- (b) 当事者間で確立している慣行に従った方式
- (c) 国際貿易や取引においては,当該取引に関連する特定の分野で同種の契約をする者にとって広く知られ,かつ,通常一般に遵守されている慣習に従っており,両当事者が知り又は当然知るべきであった方式

書面性の要件は、双方又は一方当事者が約款を使用した場合に、多くの問題を引き起こした。欧州司法裁判所は、契約の申込や承諾に単に約款を添付するのみでは不十分であると判示した。最低限必要なことは、署名のある文書が約款を参照していることである。それによって、約款に別個の署名がなくとも、それが合意内容に含まれているものとみなされる。一方で、当事者が商人である場合には、約款の文言が容易に知り得るものであるならば、申込や承諾に約款を添付することは必要ない。

合意に代わるもう一つの方法は、ドイツ法の「商人の確認書の法理」 (doctrine of the commercial letter of confirmation)に準拠したものである。当事者が契約締結を合意し(書面と口頭いずれの場合も含む)、一方当事者が契約内容の確認書を改めて送付した場合、不公正なものでなくかつ悪意による付加ではないことを条件に、実際には交渉されなかった細かい契約条項をも当該確認書の内容に含めることができる。もし相手方当事者がこのような確認書を受領し、それに何ら異議を述べなかった場合、契約は、確認書に記載された内容によって拘束力を持つ。この

方法により、いずれの当事者も、自己に有利な準拠法や合意管轄条項を 挿入することが許される。欧州裁判所は、1997年2月20日の判例で、商 人の確認書に対し沈黙していた場合、確認書が有効な限りにおいて、管 轄合意は有効となる旨判示した¹¹⁾。確認書は以下の条件を充足する必要 がある。

- (a) ある特定の分野における国際取引の取引慣習に合致すること
- (b) 当事者が当該取引分野において活動を行っていること,かつ
- (c) 当事者が当該取引慣習を知り,又は当然知るべきであったこと すなわち,当該確認書の使用が,当該取引分野において通常の取引慣

すなわち,当該確認書の使用が,当該取引分野において通常の取引慣習であれば,確認書は有効である。確認書への沈黙は,契約申込受領後の修正を加えた承諾に対する沈黙と同質に扱われるものではない。

最後に,ブリュッセル 規則第23条2項は,合意内容について永続的な記録を残しうる電子的手段による通信は,書面と同様に扱われる旨規定している。管轄合意を行う自由に対する制約は,同条5項のみが根拠になる。ブリュッセル 規則よりも厳格な規制を国内法によって行うことは,同規則の適用範囲内においては無効である。

(7) 応 訴 管 轄

被告が裁判所の管轄を争うことなく応訴した場合,たとえ管轄に関する上記の要件を充足していなかったとしても,公序(例えばブリュッセル 規則第22条の専属管轄)が関係しない限り,当該裁判所に管轄が発生する(同規則第24条)。被告が応訴した場合,当該裁判所は,フォーラム・ノン・コンビニエンスを理由に管轄権の行使を辞退することは許されない。この応訴管轄は,同規則第23条と同様に,双方又は一方当事者が構成国に住所を有する場合にのみ適用される。

応訴管轄の規定(第24条)は,第7章「管轄に関する合意」の中の条 文であるが,第23条とは異なり,被告は管轄を発生させる意図を有して いる必要はない。被告が出頭し本案請求について答弁を行えば,同規則 第24条は常に適用される。訴訟委任状の提出,被告が請求について争う 意向を正式な答弁に先立って通知すること,あるいは防御活動のための 法律扶助の申請は,管轄について争わない応訴には該当しない。被告が, 裁判管轄について争うのと同時に本案請求の答弁を行ったとしても,管 轄について争わない応訴には該当しない。

(8) 管轄に関する調査と訴訟競合

(a) 管轄に関する調査

異なる構成国間での訴訟競合を避けるため,ブリュッセル 規則第25条及び26条は,裁判所は自己の裁判管轄について職権で調査しなければならない旨を規定する。同規則上管轄が存在しない場合,裁判所は管轄の不存在を宣言して訴えを却下しなければならない。被告が出頭する可能性がある場合でも,裁判所は,被告が手続を開始する書類を受領することが可能であったことが証明されるまでの間,手続を中止しなければならない。

(b) 係属中の訴訟 (lis pendens) と訴訟競合

ブリュッセル 規則の管轄規定によれば,異なる構成国に所在する 複数の裁判所が裁判管轄を有することが起こり得る。そのような事例 では,最初にどの裁判所に訴訟係属が生じたかが重要な意味を有する。 最初に訴訟係属が生じた裁判所に管轄が確定された場合,それ以外の 裁判所は管轄権を行使してはならない(同規則第27条 2 項)。最初に 訴訟係属が生じた裁判所において管轄が確定するまでの間,他の裁判 所は手続を中止しなければならない(同条 1 項)。

この係属中の訴訟に関する条項は、「異なる構成国における、同一の当事者及び請求原因に関する手続」に適用される。

しかし,同一の請求原因とは何であろうか? 訴訟物概念及び請求原因概念については,構成国間で差異がある。裁判の矛盾抵触を防止し,同規則第34条3号(矛盾抵触する外国裁判の承認拒絶)の適用を避けるため,欧州裁判所は,「同一の請求原因」(the same cause of action)の用語は自律的解釈によって解釈されなければならないと判

示した。この請求原因概念は,同一の契約あるいは同一の不法行為か ら生じたすべての請求権を包含する。欧州裁判所の1987年12月8日の 判例は,契約の無効又は解除の確認を求める訴えと,当該契約から生 じた義務の履行を請求する訴えは、同一の請求原因を有するものと判 示した¹²⁾。また,ある当事者が契約から生じた義務の履行を請求して 訴えを提起し,相手方の当事者が,契約の無効を理由として不当利得 返還請求の訴えを提起した場合も、同様に同一の請求原因から生じた ものといえる。この理論は、いわゆる「共通の核理論」(common core theory) と呼ばれてきた。この理論の主要な帰結として、当事者 は消極的確認訴訟を提起することによって、後に他の構成国において 当該義務の履行請求訴訟が提起されることを妨げることが可能である。 すなわち欧州裁判所の判例は,判決の矛盾抵触を防止するため,支払 や引渡等の義務の履行を請求する当事者に対し、消極的確認訴訟が先 行して提起された裁判所への訴えを提起を義務付けていることになる。 加えて,欧州裁判所2003年5月8日の判例は,同一の訴訟物(subject mutter)か否かは、被告によって提出された抗弁を除外して決 定すべき旨を判示した13)。

欧州連合内で、各構成国の裁判所は異なる実体法を適用するため、他の国や地域と同様に、法廷地漁り(forum shopping)が行われるおそれがある。別の問題点として、少なくともいくつかの構成国で、司法が過大な量の事件を抱え、手続の深刻な停滞を来たしているという事実があげられる。欧州裁判所はごく最近の判例で、司法は各構成国において共通の水準を有しているとの前提に立ち、仮に事件が訴訟提起後長期間 例えば5年にわたって 進行しなかった場合、係属中の訴訟はもはや優先的地位を享受しえなくなるとの主張を退けた14)。

実務的な帰結として,矛盾抵触する裁判は,同一の請求原因の事件のみならず,異なる構成国に係属する関連する訴えによっても生じる可能性がある。それゆえ,ブリュッセル 規則第28条2項は,先行の

訴えを提起された裁判所が,後行の訴えの請求について管轄を持ち,かつその手続法が関連請求の併合を許容している場合,後行の訴えが 提起された裁判所に対し,管轄の行使を辞退する選択肢を与えている。 しかしながら,この規定は,後行の訴えが係属する裁判所に裁量を与 えるものにすぎないし,適用はいずれの訴訟も第一審に係属している 間に限定されている。関連する後行の訴えに関する裁判管轄は,この 規定を根拠に認められる余地はなく,あくまで同規則第2条ないし24 条の規定に適合するものでなければならない。

Ⅲ.統一された訴訟手続

1.裁判上の書類の送達

ドイツ法においては,訴状が被告に送達されるまで訴訟係属は生じない。 しかし,この解釈の採否にかかわらず,訴状を被告に送達することは,被 告に手続に関与する公正な機会を与えるために必要である。

(1) 国内送達は一般的に問題なく行われるが,国際送達が困難で負担が大きく,かつ時間がかかることは実証済みである。それゆえに,ハーグ国際私法会議の当初から既に,国際送達を容易にするための条項について合意することが目標とされていた。それゆえ,民事訴訟手続に関する1905年ハーグ条約及び同1954年ハーグ条約は,国際送達に関する規定を含んだものとなっている。当時,通信は領事ルートで行われていたが,これは一月あたり数通程度しか送達書類がないという前提下でのみ機能するものであって,国際送達が日常茶飯事であるグローバル化した世界においては,もはや実際的ではない。そのため,1965年ハーグ条約(Convention on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters:民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の書類の外国における送達及び告知に関する条約。以下「ハーグ送達条約」という。)は,外交ルート及び領事ルートを維持しつつも,裁判

所間で中央当局 (central authorities) を経由する直接の通信が通常の通信方法であるべきと規定した。なお,直接の通信が双方の合意によって可能であることは,1954年ハーグ条約において既に規定されていた。

(2) ハーグ送達条約は,第10条において付加的に,郵便による直接送達, 嘱託国の裁判所の附属吏,官吏その他権限のある者(以下「権限のある者」という。)が名宛国の権限のある者に直接に送達を行わせること, 及び当事者が名宛国の権限のある者に直接に付託することによって名宛 国において送達することも妨げられないと規定する。この方法は非常に 現代的であるが,残念ながら,最終的な効果について名宛国の異議に服 するため,これらの方法はほとんどの状況で実用的でない。

ブリュッセル条約体制によって,国際訴訟が欧州連合内でより身近になり,構成国間で訴訟書類の送達を行うためのより効率的な経路について規定すべき時期であることが認識されるようになった。

- (3) 民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の書類の構成国内部における送達及び告知に関する理事会規則(Council Regulation (EC) No 1348/2000 of 29 May 2000 on the service in the member states of judicial and extrajudicial documents in civil or commercial matters:以下「欧州送達規則」という)は,ハーグ送達条約のモデルに広汎に追随している。欧州送達規則の内容については,1997年に構成国間の条約として調印されていたが,アムステルダム条約の発効後,条約案は規則へと変更された。この規則は,デンマークを除く全ての欧州連合構成国において有効である。
- (4) 欧州送達規則第4条1項によれば,裁判上の書類は,各構成国が同規則第2条に従って指定した機関間で,可及的にすみやかに,かつ直接に 伝達されなければならない。
- (5) 嘱託機関と受託機関との間の書類等の伝達は,あらゆる適切な手段によって行うことができる。その帰結として,双方の機関が適切な技術的設備を持っていることを条件に,電子メールによる伝達も許されている。

伝達されるべき書類には、同規則付属の標準様式に従って記入された要請書が添付されなければならない。伝達される書類は、上記要請書を除き、法律等が定める形式的要件を免除される(同規則第4条4項)。伝達後、伝達証明書が記入され、嘱託機関に返送される(同条5項)。伝達機構の効率的な稼動を維持するために、欧州理事会は、2001年5月28日の決定により、民商事欧州司法ネットワークを創設した。同ネットワークは、要請された送達の執行に関して生ずる問題の解決策をとるべき各構成国の担当者を指定している。

- (6) ハーグ送達条約第13条 1 項は,送達の要請は,要請を受けた国が主権 や公安の見地から執行を拒絶することができる旨規定している。これに 対し欧州送達規則は何らそのような留保を規定していないため,国家の 公序上の理由によっても書類の送達を拒絶することはできない。
- (7) 国際送達においてもう一つの重要な点は、送達に添付されるべき裁判上の書類の翻訳である。そうした翻訳は、必然的に、送達の執行に多大の費用と時間を要する原因となる。商人である当事者間においては、既に事前にある特定の言語(極めて高頻度で英語)を用いて交渉を行っている可能性が高いため、名宛人が容易に理解しえる書類までも送達先の国の公用語に翻訳することは、あまり意味をなさない。ハーグ送達条約第5条によれば、名宛人は翻訳が添付されてない書類を自発的に受領してもよいとされているが、もし名宛人がそれを拒んだ場合、適法な送達が執行されるには、全ての書類について翻訳が添付されなければならない。欧州送達規則第8条1項は、送達書類が送達先構成国の公用語か、名宛人が理解可能である送達元構成国の言語のいずれでもない場合、受託機関は名宛人に対し、送達書類の受領を拒むことができる旨を通知しなければならないと規定する。

例えば,ドイツとイタリアの間の取引に関して,イタリア国籍の売主がドイツ国籍の買主に対しイタリアで訴訟提起した場合,もし名宛人である買主がイタリア語を理解するのであれば,イタリア語の訴状及び取

引に関するイタリア語の証拠書類をドイツ語に翻訳する必要はない。これは翻訳に関する要件緩和の第一歩として妥当といえる。嘱託機関は、名宛人のドイツ人が実際にイタリア語を理解するか否か調査することは許されないが、自発的受領がなされれば有効な送達となる。もし名宛人がイタリア語を理解するが受領を拒絶した場合、送達を行うことはできず、書類は翻訳の添付のために嘱託国のイタリアへ返送され、新たな送達手続が開始されなければならない。名宛人が受領を適法に拒絶したか、あるいは詐欺的に拒絶したかは、受訴裁判所が決する。

上記の簡単な設例も,疑義がないわけではない。欧州送達規則第8条 1項は,名宛人が法人や会社である場合に,誰が問題となっている外国 語を理解できる必要があるかについて規定していない。実務上の要請に 照らせば,当該外国語を名宛人である会社の社長が理解できるかどうか ではなく,担当役員がそれを理解できるかどうかが決定的要因となろう。 さらに,非常に増えた事例として,第三国の言語よって取引が行われ た場合については規定がない。例えば,スペインに住所を有する当事者 とドイツに住所を有する当事者であるにもかかわらず,取引が英語やフ ランス語で行われたというような場合である。

- (8) 欧州送達規則は,送達の場所,権限を有する送達受領者,及び代替的な送達方法の可能性について,統一的規定を置いていない。
- (9) ハーグ送達条約からの重要な進展として,欧州送達規則第14条1項は,外国裁判所は郵便によって裁判上の書類を直接送達することが可能なこと,及び名宛国はこの種の送達を除外できず,要件を加重できるにとどまることを規定している。これを受けドイツは,自国内においては,郵便による直接送達は,配達証明付書留郵便の形式で,かつ,送達書類がドイツ語か,又は名宛人が送達元国の国民であれば送達元国の公用語によるという条件を満たす場合にのみ可能としている。

ハーグ送達条約のように,欧州送達規則も,名宛国である構成国の裁判所職員を通じて直接送達ができる旨も規定している。しかし,構成国

はこれに異議を述べることが可能であり、現にドイツはこれまでこの種 の送達に異議を申し立ててきている。

- (10) ハーグ送達条約と同様に,欧州送達規則も,いかなる場合に国外送達が必要となるか,或いはどのような場合に国内での擬制的送達によって国外での現実の送達に代えることができるかについては規定していない。
- (11) 欧州送達規則は、伝達過程での過誤が送達を無効とするか否か、或いは名宛人が現実に書類を受領した場合に送達の適式性の瑕疵が治癒されるか否かについての規定を置いていない。ブリュッセル 規則第34条2号が、欠席判決の承認に関し、被告が手続を開始する書類について、防御の準備を行う十分な時間的余裕と方法をもって送達を受けなかった場合を承認拒絶理由としていることから、名宛人の防御活動を実質的に妨げない適式性の過誤については、もはや送達の無効理由とはならないと結論づけられる。

2.他の構成国における証拠収集

裁判所が持つ権力は,国家権力の一部であるがゆえに,その国の領域内でのみ行使可能である。帰結として,国が他国の領域内において証拠収集を行うことは許されないし,何人も,他国で係属中の手続について自国の介入を求めることはできない。

もし国際的な証拠収集手続が求められるのであれば,国際司法共助によって行われる必要がある。ドイツでは,司法共助による証拠収集が,外国において証拠収集を行う唯一の方法か否かについて議論がある。現実の実務及び私見によれば,外国におけるいかなる証拠収集も,証人,専門家証人や相手方当事者が自発的に協力しているのであれば,国際的な基準に照らし,権力の行使を伴うものとは認定されない。

このことは,国が外国に住所を有する者を,罰則付召喚令状によって自 国の裁判所に強制的に出頭させることはできないことを意味する。よって, 仮に証拠調の対象となる者が,手続が係属する裁判所に任意に出頭しない 場合,証拠収集を行う唯一の方法は,国際司法共助を経由することである。

- (1) ドイツの主導によって、民事及び商事事件における証拠収集についての構成国裁判所間の協力に関する2001年5月28日理事会規則(Council Regulation (EC) No 1206/2001 of 28 May 2001 on cooperation between the courts of the Member States in the taking of evidence in civil or commercial matters:以下「欧州証拠収集規則」という)が発効した。欧州送達規則のように、欧州証拠規則は、1970年ハーグ証拠収集条約(Convention on the Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters:民事又は商事に関する外国における証拠の収集に関する条約。以下「ハーグ証拠収集条約」という)に広汎に準拠している。しかし、欧州証拠収集規則の目的は、欧州連合の単一市場が適正に機能するために必要となる国際的証拠収集手続を改善、簡素化かつ迅速化する点にある。欧州送達規則と同様に、欧州証拠収集規則は、デンマークを除く全ての欧州連合構成国において効力を有する。
- (2) ハーグ証拠収集条約のように、欧州証拠収集規則は、国際的な証拠収集手続をどのように行うかについての規定を含んでいるものの、国外における証拠収集手続がどのような場合になぜ必要なのか、或いは、裁判所がいわゆる国外における証拠収集命令を発令することが可能か否かという疑問には触れていない。結局のところ、欧州証拠収集規則は国外における証拠収集命令を禁止していないことになる。国外に住所を有する証人は、裁判所に出頭するよう召喚を受け得るが、もし同人が外国人であれば、罰則付召喚令状を用いることはできない。欧州送達規則第14条を用いることにより、証人は、郵便により直接に召喚され得る。代替的手段として、証人に対し書面による質問を送付し、証人に対し任意で書面で回答するよう求める方法も可能である。

当事者が外国に住所を有する場合でも,当事者としての一般的な手続的義務,とりわけ同人の所持又は支配にかかる全ての資料を発見し,提出する義務から免れるものではない。

国外に住所を有する第三者に対する証拠開示命令は,文書提出を求める非公式な要請としてのみ発することができる。

- (3) 欧州証拠収集規則第1条1項a号によれば,構成国の裁判所は,他の 構成国の適格ある裁判所に対し,証拠収集を要請することができる。
 - (a) この要請は、当該証拠収集手続が開始される前に、嘱託裁判所によって、受託裁判所に対し直接に伝達されなければならない(同規則第2条1項)、ハーグ証拠収集条約や欧州送達規則と異なり中央当局の関与は例外であり、嘱託裁判所から受託裁判所への要請の直接の伝達に障害があり、嘱託裁判所から申立てがあった場合に限られる(同規則第3条1項)。
 - (b) 実務的及び事務的協力を簡素化ないし標準化するため,すべての要請は,欧州証拠収集規則に添付された標準様式を用いて行われなければならない。この様式の詳細については,同規則第4条において定められている。
 - (c) この規則に基づく要請や通信は、受託国が受け入れ可能として提示した、可能な限り迅速な方法によって行われなければならない(同規則第6条)。もし受託国が許可し、かつ受信した書類が送信されるべき書類の内容を正確に反映し、かつ書類中のすべての情報が読解可能であるならば、電子メールによる伝達も可能である(同条第2文)。もし証拠収集の要請の取扱いに障害がある場合、民商事欧州司法ネットワークによって指定された担当者が、問題解決にあたるべきである。かつては、ハーグ証拠収集条約による要請の実施は、しばしば長い時間を要していた。欧州証拠収集規則第10条1項は、受託裁判所は遅滞無く、遅くとも要請を受領してから90日以内に、要請を執行しなければならないと規定している。
 - (d) 実務上の理由により、受託裁判所は、要請を自国国内法に従って執行しなければならない(同規則第10条2項)。これは、国際民事訴訟法における法廷地法原則に対応するものである。実務的観点に立てば、

裁判官は自国の手続法の下で生きているのであり,ある一つの事件の ために他国の手続法を学習し適用することは不可能であるから,これ が唯一の可能な方法である。

(e) ハーグ証拠収集条約と同様に,欧州証拠収集規則は,嘱託裁判所が, 証拠収集の要請が嘱託国の法が定める特別な手続によって執行される よう求めることができると規定している(この要請には様式Aを用い る)。受託裁判所は,要請された手続について受託国の法との不一致 や,重大な実務上の困難がない限り,嘱託国が課す要件に従わなけれ ばならない(同規則第10条3項)。筆者の知る限りでは,構成国の証 拠法には,この規定によって困難が生じるような重大な隔たりは存在 しない。

しかし,そのような「困難」について描写し,依然,多くの学者や 実務家が自国法中心の観点にとらわれていることを示すため,ハーグ 証拠収集条約における一例を挙げてみたい。

アメリカ人の原告とドイツ人の被告との間の訴訟がアメリカの裁判所に係属中で,主要な証人がドイツに住所を有していると仮定する。アメリカの裁判所は,ハーグ証拠収集条約によって,特別の方式による証拠収集要請の執行を求めるだろう(ハーグ証拠条約第9条2項)。この事例での特別の方式とは,逐語式の尋問調書の作成の要請,及び交互尋問の方式による証人尋問の要請である。ドイツの多くの論者は,逐語式調書も交互尋問も,ドイツでは実施できないと解している。しかし,そのような偏狭な見解は説得力に欠ける。ドイツの裁判所は録音機を使用しており,逐語式調書を作成することは可能であるし,なぜ弁護士による交互尋問がドイツの公序に抵触するとされるのか,筆者には理解できない。

(f) 欧州証拠収集規則は,当事者の立会い及び参加についても規定している。当事者及び代理人は,嘱託国の法に従って,証拠収集手続に立ち会う権利を有している。同規則第11条は,この立会い及び参加を実

現する細則を規定している。

- (g) 同規則第12条によれば,嘱託裁判所の職員や代理人も,受託裁判所の国の法律が許容しているのであれば,証拠収集手続に立ち会うことができる。人証調べの要請は,第14条に規定されている限定された状況下でのみ拒絶することができる。
- (4) 外国における直接的な証拠収集 欧州証拠収集規則は,構成国間での証拠収集手続の要請の執行に加え, 第17条においてより効率的な方法を新たに規定し,重要な進展を遂げた。
 - (a) この規定によれば、構成国の裁判所は、他の構成国において直接に証拠収集手続を行うことを要請できる。そのためには、裁判所は被要請国の中央当局に、規則が定める様式を使用して要請書を提出しなければならない。それを受けて被要請国は、要請国の裁判所に対し、30日以内に、被要請国法によりいかなる条件で当該手続が実施されるべきかについて通知しなければならない(同規則第17条4項)。かつては、直接的な証拠収集は、双方の政府が個別的に決定して合意した場合にのみ可能であるとされていたが、現在では、同規則第17条が、直接的な証拠収集に対する一般的同意を含んでいることになる。被要請国は、会議室や技術的な設備等を提供しなければならないが、証拠収集が実施される条件を設定することができる。しかし、同規則所定の理由がない限り、直接的な証拠収集の要請を拒絶することは許されない。問題のある事例では、被要請国は、第17条の規定の適切な適用を担保するため、自国の裁判所のみを証拠収集手続の実施に参加する裁判所として指定することが可能である(同条4項)。
 - (b) 直接的な証拠収集は、強制的手段の必要がなく、自発的意思で行われる場合にのみ実施可能である。要請国の裁判所によって尋問される証人は、尋問が任意に行われるものであることを、事前に通知されなければならない。何らかの抵抗があるため、証人が罰則付召喚令状を執行され、又は宣誓による強制がなされる必要がある場合には、直接

的な証拠収集を行うことはできない。これらの制約はあるものの,欧州証拠収集規則第17条は,欧州連合構成国の司法分野での協力が,より緊密かつ効果的になっている事実を雄弁に証言するものである。

とりわけ当事者が費用を負担する必要があることから,欧州連合構成国の裁判所が頻繁に国外へ出張するようになるとは考え難い。しかし直接的な証拠収集に関する条項は,国境近くにある裁判所に係属中の事件で,当事者や証人が当該国境を挟んで別々の国に分散して居住している事件での証拠収集には,有用であるかもしれない。

3. 法律扶助の最低基準

- (1) 外国で訴えを提起しようとすると,異なる手続,習慣,法文化に加え,実務的な問題として,訴訟費用の水準の相違に直面することになる。企業にとってこのことは克服可能かもしれないが,個人にとっては大きな障壁となり得るため,結局海外での訴訟提起の必要性及び可能性が画餅に帰するおそれがある。欧州連合構成国相互間でさえも,訴訟費用の水準や法律扶助の受給可能性には大きな隔たりがある。こうした隔たりを,少なくとも国際的な事件において緩和するため,欧州理事会は,国際的な事件についての法律扶助に関する共通の最低基準を確立するための指令(Council Directive 2002/8/EC of 27 January 2003 to improve access to justice in cross-border disputes by establishing minimum common rules relating to legal aid for such disputes:以下「欧州法律扶助指令」という)を採択した。
- (2) 欧州法律扶助指令は、係属する裁判所の種類にかかわらず、全ての国際的な民事及び商事事件に適用される(同指令第1条)。同指令における法律扶助は、(弁護士費用及び裁判所での手続の費用を含む)手続費用を支弁するための条項を有しなければならないとされる(同指令第2条)。この指令が適用される民事紛争に関与する何人も、十分な資力がない場合には、適切な法律扶助を受ける権利を有している(同指令第3

条2項1文》、生活費の水準及び裁判所での手続費用の水準は構成国間で大きく異なっていることから,欧州法律扶助指令は統一的基準や水準を定めるのではなく,法律扶助の支給を行う構成国の法の平等な適用という形で規定している(同指令第4条)。同指令第5条3項は,構成国は,法律扶助の申請者が,法的紛争に関する諸費用の負担に耐え得ると推定される水準より高い所得の上限を定めることができる旨明文で定めている。しかしこの規定は,申請者が所得上限以上にあったとしても,物価水準と生活条件の隔たりを理由として,手続費用を支弁できないことを立証して法律扶助を受給することを妨げるものではない(同指令第5条4項)。

- (3) 経済的に困窮した当事者にとって,外国で弁護士に相談を行うことは 困難でありうるため,同指令第13条1項は,扶助申請については,事件 が係属している裁判所がある構成国の当局,又は申請者が通常居住する 構成国の当局になしうる旨を規定している。扶助申請者の訴え又は防御 活動が根拠を欠くものであることが明白である場合,構成国は法律扶助 申請を却下しうる旨を定めることができる(同指令第6条1項)。
- (4) 敗訴当事者が勝訴当事者の訴訟費用負担の責を負う構成国において扶助受給者が敗訴した場合,仮に受給者が受訴裁判所が所在する構成国に住所を有し,又は居住していたならば,そうした費用負担も扶助対象となるであろうことを条件として,法律扶助は受給者の相手方当事者から請求を受けた訴訟費用をも援助対象とする(同指令第3条2項2文)。同指令は最低基準を導入することのみを目的としているため,同指令第19条は,構成国は,より弱者に有利な法律扶助制度を定めることを妨げられないと規定している。

4. 外国法に関する情報

構成国の国際私法規定によって,裁判所が外国実体法を適用して判断を 行わなければならない事態は,きわめて頻繁に起こりえる。欧州連合のほ とんど全ての構成国において,外国法は法律上の問題として扱われているが,たとえ裁判所が外国法を職権で確認する義務を有していても,外国法の調査は容易ではなく,通常当該外国法の専門家証人を必要とする。外国法の知識の獲得には費用が嵩み,必要な情報を得るまで長い時間を要する。

外国法に関する情報収集を容易にし、かつそのような情報を得る費用を低減するため、外国法の情報に関する欧州条約(European Convention on Information on Foreign Law. London, 7 June 1968, ETS No. 62)(訳注:欧州評議会(Council of Europe)加盟国間の条約である)は、簡便な仕組として、同条約の加盟国の裁判所が、他の加盟国の裁判所に対し、外国法が適用される事件の判断に必要な情報の提供を要請することができる旨を定めている。要請を受けた裁判所の理解を助けるため、要請書は、要請事項を理解するのに必要な範囲で事件の説明を行わなければならず(同条約第4条)、回答は、被要請国の法につき中立的かつ客観的な方法によって行われなければならない。事件の状況に応じて、回答の内容は適用されるべき成文法や規則の条文や、関連する裁判例、注釈書や教科書の引用、若しくは立法理由の引用などによって構成される。要請が被要請国の主権に抵触しない限り、被要請国は適時に回答を行うことを義務付けられているが(同条約第10条及び11条)、回答は要請国が行う事件の判断を拘束するものではない(同条約第8条》。

実際上この制度は完璧なものではないが, さほど複雑でない事件ではよく機能しているし,情報の入手が容易でない国の法律についても,情報が確実に得られることを担保している。通常,回答は無償であるが(同条約第15条),被要請国の公用語でなされるため,翻訳が必要となる。

Ⅳ. 裁判の承認及び執行

- 1. ブリュッセル条約における裁判の承認の伝統的な枠組
- (1) ブリュッセル条約は,裁判管轄に関する統一的な規定のみならず,裁

判の承認及び執行に関する規定をも有している。これらの条項が相俟って,国内法に優越して域内全てに通用する単一の枠組を形成していることになる。裁判管轄の箇所で既に述べたように,ブリュッセル条約は,裁判の承認及び執行段階での対人的裁判管轄の再審査を一切廃止している。これによって,欧州連合域内での裁判の「自由な移動」が促される。特にアメリカの法学者は,この部分について,合衆国憲法第4条の十分な信頼と信用(full faith and credit)条項における保障と対比を行い,ブリュッセル条約を,欧州共同体における連邦制的法制度への第一歩であると解している。

裁判権の行使の可否に関して受訴裁判所が行った判断の拘束力は,裁判の執行手続を一層簡便なものとする。裁判管轄の再審査の禁止は,国際民事訴訟法における重要な進展である。

ほとんどの国の国内法では,外国裁判所が,承認が求められている国 の法律に照らし裁判管轄を欠いていた場合、当該外国裁判所がした裁判 は、承認適格を欠くものとする。ドイツの裁判所は、いわゆる「鏡像原 則」(mirror-image principle)によって,外国裁判所が国際裁判管轄を 有していたか否かを,自国法を類推適用して決定する(ドイツ民事訴訟 法第328条1項1号)。国際裁判管轄の決定基準が関係国間で異なってい る場合、このような審査は困難なものになりうる。そのような場合、ド イツの裁判所は,訴訟の対象がドイツの裁判所の裁判管轄に服していた か否かという問題を仮定的に設定しなければならないが、これに答える ことは困難な場合がある。なぜなら,ドイツ法において国際裁判管轄を 決する要因の有無を判断するのに必要な事実認定を、外国裁判所が行っ ていないことが多いからである。それゆえ複雑な事案では,承認及び執 行手続において、前提としての手続的論点が重要になり、事実認定手続 の延長に陥ってしまうことになる。このため、外国裁判の承認及び執行 に関するドイツ国内法の規定は,通常の判決手続と大差がないものと なっている。このような状況故に、ドイツの裁判所における外国裁判の 承認及び執行は,新たに一から訴えを提起するより容易であるとは言い 切れない。

ブリュッセル条約は、こうした困難を根本的に打開した。最初に訴えが提起された国の裁判所が下した裁判管轄に関する決定が拘束力を有するという一般原則に対し、例外は、保険に関する事件、消費者事件及び専属管轄に属する事件といったごく少数に過ぎない(同条約第28条1項)。仮に、最初に訴えが提起された裁判所が、仲裁条項や合意管轄条項を看過して裁判管轄を認定していたとしても、承認国の裁判所は異議を申し立てることはできない。もし当事者が、受訴裁判所がその裁判管轄に関して行った決定に国際的な拘束力が生ずることを避けたいのであれば、当該裁判がなされた地において、管轄に関する決定に対し上訴を行う必要がある。

ブリュッセル条約は,同条約が統一的な規定を有していないがために 国内法が適用される事例,例えば被告が締約国以外の第三国に居住して いるような事例であっても,承認国の裁判官による裁判管轄に関する問 題の再審査を許していない。

同条約第28条 3 項によれば,同条 1 項の例外を除き,いかなる状況においても,裁判管轄に関する問題が,承認及び執行が求められている国の公序の問題となることはない。第三国の国民の利益のためにこの規定を回避しようとする試みは,実務上認められていない。しかし,執行が求められている裁判所は,裁判がブリュッセル条約の適用範囲に含まれるものであるか否かの審査を行うことができる。

(2) ブリュッセル条約は,伝統的な裁判の承認及び執行に関する条約とは 大きく異なり,あらゆる種類の裁判が承認適格を持つ。同条約第25条に よれば,締約国の裁判所が発したすべての裁判は,その形式(判決,命 令,執行令状,費用に関する決定),適用される手続の種類(通常手続, 予備的手続,略式手続),裁判が終局的で絶対的に執行可能か否か,判 決が金銭支払に関するものか特定履行を命ずるものかといった違いにか かわらず,承認されるか又は執行可能と宣言されなければならない。執行証書及び裁判上の和解は,同条約上は,裁判所の裁判と同様に取り扱われる(同条約第50条及び51条)。

ブリュッセル条約の交渉を支配していた法的状況を考慮すれば、同条約によって実現された進歩は目覚しいものであった。なぜなら、欧州共同体構成国における外国裁判の承認及び執行は、当時は未だ冒険的な手続であったからである。例えばオランダの裁判所は、外国裁判については一切承認を行っていなかった。また、欧州連合加盟以前のスウェーデンも同様であった。フランスの裁判官は、外国裁判のすべての法的問題について再審査を行うことが許されていたため、実務的には、外国裁判の承認を拒絶しているのと同様であった。現在ブリュッセル条約は、明文によって、外国裁判は、承認及び執行の段階で実質的再審査をされてはならない旨を定めている(同条約第29条及び34条3項)

- (3) 承認及び執行を拒絶できる理由は,ブリュッセル条約において限定列挙されている。
 - (a) ブリュッセル条約は,裁判手続において被告が審問を受ける機会を保障されていることに,非常に重きを置いていた。それゆえ,訴状が適式に被告に送達されていなかった場合や,被告が防御活動及びその準備を行うのに十分な時間が与えられなかった場合には,欠席判決は承認されないとしていた(同条約第27条2号)。これらの手続的要件のうち送達の適式性については,裁判を行った国の法か,或いはハーグ送達条約のような多国間条約に準拠して,また,送達の適時性は,個別的事案の状況を考慮したうえで,いずれも承認を行う国の裁判官が判断していた。すなわち原裁判所が,送達が適式かつ適時に行われたと判断していたとしても,承認を行う国の裁判官はそれに拘束されず,適式性及び適時性の要件を独自に判断することができるとしていた。

ほとんどの国おいて,送達に関する規定は非常に複雑で,自国の裁

判所さえも時々看過することがある。ドイツの法律家は,特に送達の 適式性の瑕疵について,名宛人が適時に書類を受領すれば治癒された ものと扱われるべき旨を繰り返し主張してきた。しかし,欧州裁判所 はこのような主張を退け,送達は適時に,かつ,送達が行われる国の 法規を遵守して実施されなければならない旨の判断を維持していた。 この判断は度々批判を受け,ブリュッセル 規則における修正に繋 がった。

- (b) ブリュッセル条約第27条3号は,裁判相互の矛盾抵触を避けようとする規定である。先行して係属する手続の優先が,重複訴訟を避けることを目的として規定されているものの(同条約第21条),過誤によって異なる裁判所が相互に矛盾する裁判をした場合は,自国の裁判が,取り消されない限りは優先することになる。裁判の矛盾の問題は,ドイツ法にいう既判力の抵触に限定されるものではなく,例えば,売買代金支払を命ずる判決と反対給付請求権の棄却判決との間や,離婚請求と別居及び婚費分担請求との間の抵触なども含むものである。2002年6月6日の判例によって,欧州裁判所は,債務者に対し特定の行為を禁ずる内容の仮の権利保護に関する外国判決は,そのような不作為命令の申立を却下する決定とは矛盾する旨を判示した¹⁵⁾。結局のところ,矛盾抵触の問題は,当事者の軽率な訴訟追行によって生じる問題である。
- (c) ブリュッセル条約の初期の段階において,いくつかの締約国は依然として,自国の国際私法規定を公序の不可欠な部分として考えていた。そのため,同条約第27条4号は,人の身分,権利能力,行為能力,夫婦財産制,及び相続の分野に限定して,外国裁判が承認を求められた国の国際私法規定に違反しているか否かを審査されるとしていた。しかし実務上,この規定はほとんど適用されなかったため,ブリュッセル 規則では削除された。
- (d) 調和がなされた欧州連合の法の下でさえも,裁判の承認及び執行の

拒絶をなし得る重要な理由として,公序に基づくものがある。しかし ながらこの理由は,国際的及び欧州的公序の見地から,狭く解されな ければならない。

(4) 裁判の承認及び執行手続

- (a) 外国裁判の承認は自動的で、法律上当然に全ての締約国において効力があり、承認が付随的問題として提起されるか、主たる問題として提起されるかに関わらない(ブリュッセル条約第26条)。ブリュッセル条約は公式な承認手続を規定しておらず、承認を求めたい当事者は、外国裁判の執行と同様の手続によって、確認判決を求めることができる(同条2項)。
- (b) 執行は承認に続くものであり、大雑把にいえば手続的かつ技術的な 事項にすぎない。ブリュッセル条約は、執行手続に関する詳細かつ効 果的な条項を規定している(同条約第31条ないし45条)。
 - (i) 執行手続の第一審は,査定系の手続である(同条約第31条1項及び第34条1項)。それゆえ債務者は,理由のない異議を申し立てて執行手続を遅延させる途を封じられている。債務者は,執行許可決定に対する異議訴訟の形式でのみ異議を申し立てることができる(同条約第36条1項及び第37条1項)。なお,債権者は,たとえ執行許可が債務者に送達される前であったとしても,保全処分を執行することができる(同条約第39条2項)。

執行手続の開始に必要とされる書類は,以下のようにきわめて最小限にとどめられている。 裁判の正本(通常,認証のある翻訳の添付を要する) 原裁判国における執行力,及び裁判の送達を証明する書類。執行許可は,通常2,3日以内に行われる。

(ii) ブリュッセル条約は,債務者の防御権を限定しなかった。債務者は,執行許可に対する異議の訴えの提起や,更にその判決に対する上訴を行うことは妨げられない(同条約第36条及び37条)。債務者は,執行に対し全ての可能な異議理由を主張することができるが,

原裁判手続における申立期間内に主張されなかった異議理由を主張することはできない。

(iii) 未確定で原裁判国において上訴対象である裁判について執行が求められている場合,執行を行おうとする国の異議訴訟の受訴裁判所は,当該裁判に誤謬があり破棄される蓋然性があれば,執行手続を中止することができる(同条約第38条1項)。もう一つの方法として,外国裁判の執行を求められた裁判所は,裁判上の権利そのものは担保なくして執行可能な場合であっても,担保の提供を条件として執行を許可することができる(同条約第38条3項)。

2. ブリュッセル 規則における改正点

ブリュッセル 規則は,第32条ないし56条において,外国裁判の承認及 び執行制度の改正を行っている。

承認自体は,ブリュッセル条約でも自動的であったため,さらに緩和した点はない。

(1) しかし,承認の拒絶理由が改められた。手続に参加しなかった当事者 に対する過剰な保護は,ブリュッセル 規則第34条2号により廃止され た。この新規定によれば,以下の場合が承認拒絶理由となる。

「裁判が被告欠席で行われた場合において,欠席した被告に対し,手続を開始する書類又はこれに類する書類が,適時にかつ防御ができるような方法で,送達されたのではないとき。ただし,被告が裁判に対する不服申立が可能であった時機にこれを行わなかった場合を除く。」この新たな文言から分かるように,訴状が適時に送達されたのであれば,送達の適式性の瑕疵は,もはや,直ちに裁判の承認の拒絶理由とはなり得ない。たとえ送達の際に何らかの過誤があったとしても,書類が被告に対し防御ができるような方法で送達されれば十分である。防御が不可能な状況で,欠席判決が被告に送達された場合,従前であれば被告は欠席判決を放置しておいて,執行手続になってから異議の訴えを提起

することが可能であった。しかし現在では,被告は,原裁判に対する不 服申立が可能な限りは,これを行うことを義務付けられている。

- (2) 更に,ブリュッセル条約では異議理由であった,人の身分等に関する 承認国の国際私法規定の違反は,ブリュッセル 規則には規定されてい ない。
- (3) そして最後に、公序条項(同第34条1号)は、外国裁判が、承認を求められた国の公序に「明らかに違反するとき」に限定された。
- (4) 実体的な改正は、裁判の執行手続の部分においても見ることができる。
 - (a) ブリュッセル 規則第41条によれば,裁判は,同規則第53条所定の方式を充足するときには,第34条及び35条の異議理由の審査を行わずに,直ちに執行が許可されなければならない。同規則第53条は,承認を求める当事者は,真正を証明するに必要な条件を満たしている裁判の正本を提出しなければならない旨を定める。真正の証明を容易にするため,承認を求める当事者は,関連するすべての事項を認証する定型様式の証明書を提出することができる(同規則第54条)。当事者は,裁判正本,その翻訳と証明書を提出すれば,それ以上の審査を経ずに,執行命令が与えられる。執行を求められた国の公序との抵触の可能性も,この手続においては審査されない。
 - (b) 同規則第43条1項によれば、いずれの当事者も、執行許可請求に関する決定に対し、異議の申立をすることができる。同規則第45条1項は、異議の申立を受けた裁判所は、第34条又は第35条に定める理由がある場合に限り、執行許可を棄却又は取り消すことができると定める。これは、異議審裁判所が、承認を拒絶する理由の有無を審査しなければならないことを意味する。しかし、同規則第45条1項の文言によれば、異議審裁判所は、裁判に対する第34条及び第35条以外の異議理由(例えば既判力に対する異議)を一切採用してはならないことになる。ドイツ法によれば、被告は、この異議手続において、対象である裁判上の権利に対し主張可能な異議理由はすべて主張しなければならず、

新たな理由による異議を主張するための別個の手続の申立は許されない(ドイツ民事訴訟法767条)。ブリュッセル 規則第45条1項の文言を素直に解すれば,所定の異議理由以外の事由は,執行許可請求に関する決定に対する異議手続では主張不可能となるため,仮にそのような異議を主張するとすれば,原裁判国での手続でのみ可能と解される。とはいえ,この論点に関して確立した判例は,今のところ存在しない。

(5) 他の改正点として,仮保全手続の執行の可能性に関する点がある。ブリュッセル条約第39条によれば,債権者は,裁判の執行許可命令が発されたが,まだ同命令に対する異議訴訟の申立期間が経過しない間に,債務者の財産に対して保全処分を行うことができるとされていた。

ブリュッセル 規則第47条1項は,裁判の執行許可を請求する当事者は,裁判がこの規則により承認されるべきものであることを条件として,裁判について執行許可命令がなされる前であっても,仮保全手続を行うことができる。裁判の執行許可命令がなされたら,直ちに,同命令に付随してこの保全処分を行う権利も当然に許可されたものとして扱われる(同規則第47条2項)

同条項は,債権者に対し,同人が債務者の財産が存在することを知る 複数の構成国において保全処分を申し立てる権利を与えており,そのよ うな財産の差押に成功した場合には,債権者は更に執行許可の命令を申 し立てることができる。

同規則第47条1項は,債権者が,執行許可命令を求める構成国の国内 法に従って保全処分を行うことを禁じるものではないが,統一又は調和 された保全処分の執行手段については規定していない。

執行許可命令がなされれば,債権者は保全処分を行う権利を当然に付与される。すなわち,債権者にとって,被保全権利が実現不可能となるおそれを立証する必要が無くなる。

(6) 同規則第57条に規定される公の証書や,第58条に規定される裁判上の和解は,裁判と同様に,他の構成国において執行可能である。

3. 争いのない請求に関する欧州執行命令規則

執行許可命令手続の簡素化は,まだ第一歩を踏み出したばかりである。 2001年1月15日付EU官報によれば,欧州執行命令の導入によって,対象となる請求については,執行許可命令の手続は将来的に廃止されるとしている。扶養義務に関する欧州執行命令や,少額請求に関する欧州執行命令が次の段階となるべきものであろう。そして最終段階では,すべての執行可能な権利が対象となるはずである。

(1) 争いのない請求に関する欧州執行命令の創設に関する理事会規則 (Regulation (EC) No 805/2004 of the European Parliament and of the Council of 21 April 2004 creating a European enforcement order for uncontested claims: 以下「欧州執行命令規則」という)は,2004年3月30日に採択された。欧州執行命令は,他の構成国がした裁判を執行する条件としての,執行許可命令手続を完全に廃止することを目標としている。欧州執行命令規則第3条は,以下の場合に,請求については「争いのない」ものとみなされる旨規定している。

債務者が,自白又は裁判上の和解において明示的に認めた場合 債務者が,原裁判を行った構成国における手続法に従って,裁判手 続上争わなかった場合

債務者が,裁判手続上,当初争っていたにもかかわらず,後の期日に出頭しなかった場合で,原裁判を行った構成国の国内法において, 債権者の主張について擬制自白が認められる場合

債務者が,真正な証書をもって明示的に認めた場合

(2) 他の構成国における執行へのアクセスは,より迅速かつ簡易化される べきである。同時に被告の基本権も尊重されるべきである。それゆえ欧 州執行命令規則は,判決手続を行う適格を有する裁判所が,標準化され た欧州執行命令証明書(European enforcement order certificate)を発 行するに際し,最低限の手続的基準の遵守について精査する責務を付託 される,という理想像に向けての妥協方法として決定された。こうした

精査は,共同体内における司法制度の運営に対する相互信頼に基盤を置くものである。公の証書に対するこの新たな欧州執行命令の適用は,債権者にとっては選択肢の一つであって,代わりにブリュッセル 規則の承認及び執行手続を選択することも可能である。

(3) 認証のための手続的要件は何か?

手続を開始する書類は、債務者に対し、欧州執行命令規則第13条1項に列挙のいずれかの方法により送達されていなければならない。代替的送達は、同規則第14条1項列挙のいずれかの方法に従って実施されなければならず、この方法による送達は、同条3項に規定する証明書によって認証される必要がある。

(4) また,同規則第17条は,手続を開始する書類又はそれに添付された書類の中において,以下の事項が明瞭に述べられていなければならないと規定する。

請求を争うための手続。これには書面又は裁判所の期日で請求を争うための期限,書面を提出し又は出頭すべき機関の名称及び所在地, 弁護士強制の有無が含まれる。

請求を争う書面の不提出や期日不出頭の効果。特に,債務者に対し 欠席判決や執行手続がなされる可能性,及び手続費用の負担について。 もしこれらの要件が充足されるなら,債権者は,欧州執行命令として の証明書の付与を請求することができる(同規則第6条1項)。一般に, この証明書の付与に関する不服申立手段は存在しない。

(5) 執行手続を他の構成国において開始するために,債権者は,裁判正本及び欧州執行命令証明書の写しを提出しなければならないが(同規則第20条2項),追加費用,担保,支払保証や予納金を,執行のために要求されることはない(同条3項)。

2002年12月には、欧州議会経済社会問題委員会(Committee for Economy and Social Questions of the European Parliament)が、争いのない請求に関する欧州執行命令規則の提案を歓迎する旨を発表している。

これにより執行を行う国における執行許可命令手続が不要となることから,債権者は時間と費用を節約することができる。加えて,争いのない請求に関する欧州執行命令は,欧州連合の全公用語を網羅するため,債権者は通常であれば,判決等の翻訳を提出する必要がない。

同委員会は,この制度は,執行法を含み調和された手続法を有する, 真の「欧州法域」へ向けた第一歩にすぎない旨を強調している。

争いのない請求に関する欧州執行命令規則は,2004年1月1日に効力を生じるはずであった。当初の予定よりも遅れたが,同年3月に欧州理事会は規則最終案を採択し,EU官報にも既に掲載済みである¹⁶⁾。同規則は,2005年10月21日に発効する(同規則第33条)。

∨.ヨーロッパ民事訴訟法の諸相

民事訴訟に関するヨーロッパ法は,近年急速に成長している。

1. この論稿で触れた以外にも,欧州理事会は,家族法の分野において積極的である。婚姻及び親の責任に関する事項の管轄並びに承認及び執行に関する理事会規則(Council Regulation (EC) No 1347/2000 of 29 May 2000 on the jurisdiction, recognition and enforcement of judgements in matrimonial matters and in matters of parental responsibility)が制定されていたが,これは,親の責任に関する規定を,関連するハーグ条約により調和させ,かつそれを子どもの保護方法を含んだ親の義務に関する全ての決定に広げる,2003年11月27日理事会規則(Council Regulation (EC) No. 2201/2003 of 27 November 2003 on concerning jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in matrimonial matters and in matters of parental responsibility repealing Regulation (EC) No 1347/2000 and amending Regulation (EC) No 44/2001 in matters relating to maintenance)(ブリュッセル 規則)によって取って代わられた。読者によっては、域内共通市場の適切な機能のための手段を講じ

ることを目的とする欧州連合が、離婚や親の養育義務を取り扱うことに 疑問を感じる向きもあるかもしれない。この実務的な背景には、離婚や 親の責任に関する構成国裁判所間の摩擦が、共同体内での人の自由移動 に関し深刻な障害となっていることが認識されていたためである。

- 2. 手続法の特定の分野の統一に関する数多くの計画が,現在準備中である。それらは主としてグリーンブック(Green Book)の形でなされており,以下に関するものがある。
 - ADR
 - 欧州支払督促手続
 - 少額請求に関する紛争の和解を簡素化かつ促進する手段
 - 扶養義務に関する欧州執行命令
 - 以下の執行を容易にする手段

仮の権利保護

銀行預金の差押

製造物責任に関する判決や裁判上の和解についての情報共有 来る数年のうちに,欧州委員会はこれらの事項に関する具体的な規則 草案を作成するであろう。そして,欧州連合が政治的に成功を続ける限 り,手続法の統一も一歩一歩進行していくだろう。

- *) レーゲンスブルグ大学法学部教授・立命館大学客員教授(2004年4~5月)。
- ***) 原典, Peter Gottwald, The European Law of Civil Procedure, Ritsumeikan Law Rev. 22 (2004), 37.
- 1) Spellenberg, Das EuGVÜ als Kern eines europäischen Zivilprozessrechts, Europarecht 1980, 329 を参照.
- Case 34/82, Martin Peters Bauunternehmung GmbH v. Zuid Nederlandse Aannemers Vereniging, 1983 E. C. R. 987.
- Case 334/00 Fonderie officine Meccaniche Tacconi SpA v Heinrich Wagner Sinto Maschinenfabrik GmbH 224/00, 2002 E. C. R. I-7357.
- 4) Case 26/91, Jakob Handte v. TMS, 1992 E. C. R. I-3967.
- 5) Case 133/81, Roger Ivenel v Helmut Schwab, 1982 E. C. R. 1891.
- 6) Case 256/00, Besix v. WABAG, 2002 E. C. R. I-1699.
- 7) Case 106/95 MSG v Les Gravieres Rhenanes SARL, 1997 E. C. R. I-911.

ヨーロッパ民事訴訟法 (ゴットヴァルト)

- 8) Case 68/93, Shevill v. Press Alliance, 1995 E. C. R. I-415.
- 9) Case 33/78, Somafer v. Saar-Ferngas, 1978 E. C. R. 2183.
- Case 412/98, Group Josi v. Universal, 2000 E. C. R. I-5925; Case 387/98, Coreck Maritim v. Handelsveem, 2000 E. C. R. I-9937.
- Case 106/95, Mainschiffahrtsgenossenschaft v. Le Gravières Rhénanes, 1997 E. C. R. I-911.
- 12) Case 144/86, Gubisch Maschinenfabrik KG v Giulio Palumbo, 1987 E. C. R. 4861.
- Case 111/01, Gantner Electronic GmbH v Basch Exploitatie Maatschappij B. V., 2003 E.
 C. R. I-4207.
- 14) Case 116/02, Erich Gasser GmbH v Misat Srl, [2004] IL. Pr. 7.
- 15) Case 80/00, Italian Leather SpAv. WECO Polstermöbel GmbH & Co., 2002 ECR I-4995.
- 16) 2004 O. J. (L143) 15.